北海道告示第10706号

北海道が令和3年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に 委任する。

令和3年5月19日

北海道知事 鈴木 直道

| (農政部所管分その8) | | | | | | | | | |
|--|-----------------------|------------|---|-----------------------|------------------------------------|---------------------------------|--|---|---|
| 補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助率等 | 交付申請書に添付 すべき 関係 書類 | 実績報告書に添付すべき 関係書類 | 交付申請書の提出 部数、提出期限及 び 提 出 先 | 補助金等の交付 に関する権限の 委 任 | 摘 | 要 |
| 1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業地域ぐるみで畜産の収益性のの取組に必要のあた。となるを設・設備の整備等に対し、予算の範囲内で補助する。 | 市町村 畜産クラスター 協議会 | 補助対策事業を合い。 | 2分の1以内 (たする) (たずる) (た | 農政第18号線 (| 農政第29号様式 農政第177号様式 農政第177号様式 | 1 部 指示 | 終又(にを実を除文(にを実を除文)のでは、「は、「は、」のでは、「は、「は、」のでは、「は、「は、」のでは、「は、「は、」のでは、「は、「は、」のでは、「は、「は、」のでは、「は、「は、」のでは、「は、 こ は、 | | |